

第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年9月26日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年9月26日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第6号 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例の制定について

報告第10号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第37号 いじめに係る重大事態に関する調査結果の報告について

請第27号 熊本地震における医療費の窓口負担等の免除措置継続に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①国民健康保険制度改革に向けた検討状況について

②震災関連死の概況について（中間とりまとめ）

出席委員（8人）

委員長 田代国広

副委員長 緒方勇二

委員 藤川隆夫

委員 鎌田 聡

委員 溝口幸治

委員 楠本千秋

委員 山本伸裕

委員 高島和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑陽一

政策審議監 渡辺克淑

医監 迫田芳生

長寿社会局長 福田 充

子ども・障がい福祉局長 柳田紀代子

健康局長 田原牧人

首席審議員兼

健康福祉政策課長 野尾晴一朗

健康危機管理課長 厚地昭仁

高齢者支援課長 谷口 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 下山 薫

社会福祉課長 島川圭二

子ども未来課長 吉田雄治

首席審議員兼

子ども家庭福祉課長 富永章子

障がい者支援課長 奥山晃正

首席審議員兼

医療政策課長 松岡正之

国保・高齢者医療課長 早田章子

健康づくり推進課長 岡崎光治

薬務衛生課長 大川正晃

病院局

病院事業管理者 永井正幸

総務経営課長 緒方克治

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂
政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時58分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回厚生常任委員会を開催いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託されました請第27号について、提出者から趣旨説明の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

請第27号についての説明者を入室させていただきます。

（請第27号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いします。

それでは、請第27号の趣旨の説明をお願いします。

（請第27号の説明者趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第27号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（長寿社会局長、国保・高齢者医療課長の順に自己紹介）

○田代国広委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め

るために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部長でございます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、健康福祉部における熊本地震からの復旧、復興に向けた取り組みにつきまして御説明を申し上げます。

昨年4月の熊本地震発災以降、健康福祉部では、被災された方々の一日も早い生活再建と本県の医療・福祉体制の復旧と復興に向け、全力で取り組んでいるところでございます。

特に、被災された方々の生活の拠点となる住まいの再建につきましては、震災前の生活を一日も早く取り戻していただくため、今定例会に新たな熊本型の住まい再建支援に係る予算を計上いたしております。

今後引き続き、取り組みを加速化させ、被災者に寄り添った支援をより一層進めてまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例関係1議案、報告5件でございます。

まず、議案第1号平成29年度熊本県一般会計補正予算につきまして、震災分と通常分、合わせて総額14億2,300万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

次に、条例関係につきましては、議案第6号熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例の制定について提案をいたしております。

また、報告関係につきましては、報告第10

号一般財団法人熊本県さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外4件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、国民健康保険制度改革に向けた検討状況について外1件を御報告させていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○田代国広委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

着座のまま、平成29年度9月補正予算関係について御説明を申し上げます。

説明資料の2ページをお願いします。

右の説明欄の1、社会福祉諸費のうち、(1)くまもと暮らし安心システム推進事業につきましては、国庫補助事業の対象とならなかったことから、財源を全額地域福祉基金に更正するものです。

続きまして、震災対応の2事業について説明申し上げます。

(2)地域支え合いセンター運営支援事業につきましては、地域支え合いセンターの運営経費について、センタースタッフの増員等に係る所要見込み額の増に伴い、2億200万余の増額をお願いしております。国庫補助率が10分の10の事業でございます。

(3)の住まいの再建支援事業につきましては、復興基金を活用し、仮設住宅入居者の被災された方々が、一日も早く恒久的な住まいを再建されるよう、自宅、民間賃貸住宅、公営住宅と、住まいの再建方法に応じてパッケージとして支援を行うものです。所要額といたしまして、11億9,600万円余を計上してお

ります。

具体的な支援策の説明につきましては、別冊の説明資料をお願いします。

こちらのほうの「熊本型」すまいの再建加速化事業の資料をお願いいたします。

1 ページ目をおめくりください。

1 ページ目には、住まいの再建支援策の考え方を記しております。

知事が日ごろから申しておりますように、住まいの再建なくして熊本地震からの復興はないという考え方に沿って、住まいの再建確保を行ってまいります。

2 ページ目をお願いします。

再建の4つのポイントを掲げております。

まず、自宅再建が全体の6割を占めること、高齢者、子育て世帯等に対する手厚い支援、再建方法に応じてパッケージで漏れなく支援する、迅速な支援という4点を上げさせていただきます。

3 ページ目をお願いします。

住まいの再建の4つの支援策でございます。

まず、①自宅再建利子助成、②リバースモーゲージ利子助成、③民間賃貸住宅入居支援助成、④転居費用助成の4つの支援策を行っていくこととしております。

自宅再建をなさる方には、①②④の施策を、民間賃貸住宅に移られる方には、③④の施策を、公営住宅に移られる方には、④の施策を実施します。

事業主体は、①と②が県と熊本市、熊本市の被災者の方は熊本市が、それ以外の市町村の被災者は県が受け持つこととしております。③④につきましては、市町村事業としております。

厚生常任委員会に議案として計上しているものは、①と②で約12億となります。それ以外につきましては、市町村分となりますので、総務常任委員会にて御審議いただいております。

4ページをお願いします。

自宅再建利子助成ですが、これにつきましては、くまもと型復興住宅の建設をモデルに、一定額までの利子負担をゼロにするものです。特に、教育費等の負担が大きい子育て世帯が、安心して借り入れができるような仕組みとしております。

6ページ目をお願いします。

リバースモーゲージ利子助成でございます。

熊本地震後に金融機関が本格的に導入いたしましたリバースモーゲージという制度をさらに使いやすくするため、助成を行うものです。

この制度の導入により、融資を受けることが最も困難であると思われた高齢者の方々であっても、土地や建物を担保に、約1万5,000円という公営住宅の家賃並みの利息を返済することで、住みなれ親しんだもとの場所に自宅を再建し、生活を送ることができま

す。

この制度の導入により、融資を受けることが最も困難であると思われた高齢者の方々であっても、土地や建物を担保に、約1万5,000円という公営住宅の家賃並みの利息を返済することで、住みなれ親しんだもとの場所に自宅を再建し、生活を送ることができま

す。

7ページ目をお願いします。

仮設住宅から次の住まいへの転居費用を、一律10万円助成するものです。

8ページ目をお願いします。

民間賃貸住宅に住みかえる際の初期費用を、一律20万円助成するものです。

健康福祉政策課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

健康福祉政策課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。説明資料の3ページをお願いいたします。老人福祉費でございますが、説明欄の1、介護保険対策費の新規事業、介護人材キャリアパス導入等支援事業につきましては、介護職員のキャリアアップするための環境整備を図るため、キャリアパスの導入や介護報酬の介護職員処遇改善加算取得の支援、指導等に

要する経費、1,290万円余をお願いをしております。

これは、ことし4月に、介護職員の賃金改善を図るため、臨時の介護報酬改定により介護職員処遇改善加算の拡充措置が行われましたが、これを踏まえ、介護事業所等に対し、職員の技能、経験等に応じた給与アップの仕組みの導入と当該加算取得の手続の支援等を行うため、事業所等への個別指導や研修会等を行う費用をお願いするものでございます。財源は全額国庫でございます。

高齢者支援課の9月補正予算といたしましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○下山認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。

説明欄の1、介護保険対策費の中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業につきましては、国庫補助事業の対象にならなかったことにより、地域福祉基金への財源更正をお願いするものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課からは以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

社会福祉総務費として160万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業につきましては、社会福祉法人等が行う社会福祉法改正に関する研修会や会計監査人設置に要する経費について助成を行うものです。

次に、下段の遺家族等援護費で13万円余の

増額補正をお願いしております。

これは、右の説明欄、引揚者等援護事務費につきまして、永住帰国された中国残留邦人の方への自立支援に係る国庫補助金の内示増によるものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

6ページをお願いいたします。

児童福祉総務費として370万円の増額補正をお願いしております。

これは、現任保育士等研修事業につきまして、保育士等の経験年数と研修受講によるキャリアアップに応じた処遇改善制度の導入に要する経費でございまして、保育士等に対する研修の検討経費や保育所への制度説明会の開催経費等を補正するものでございます。

子ども未来課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

精神保健費として278万7,000円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは熊本地震の被災者等に対するアルコール依存症対策に要する経費です。応急仮設住宅やみなし仮設住宅の入居者で、地震後に飲酒の量がふえたり、機会がふえたケースが見られることから、これらの方のアルコール健康障害を防止するため、相談支援や啓発等の取り組みを実施するための経費です。

障がい者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

8ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費で69万5,000円の増額をお願いしております。

新規事業の外国人看護師候補者就労研修支援事業ですけれども、EPA、経済連携協定に基づきまして入国しますフィリピンの看護師候補者を受け入れて研修を行う医療機関に対して助成を行うものでございます。補助は、熊本市内の1医療機関を予定をしております。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費で149万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

国民健康保険助言指導等事業につきまして、平成30年度からの財政運営責任等の都道府県移行に向け、必要な準備を進めているところでございますが、国民健康保険制度の改正に伴い必要となるシステム改修などに要する経費について、全額国の補助を受け、増額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で59万6,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄に書いておりますように、今回、国民健康・栄養調査の調査項目が1項目追加になりました、それに伴う経費の増でございます。

説明は以上でございます。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

12ページをお願いいたします。

第6号議案熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例の制定についてでございます。

12ページに条例案、13ページにその概要を記載しております。13ページの条例案の概要のほうで御説明をいたします。

1番の条例改正の趣旨及び2の内容をごらんください。

本条例によります介護福祉士等修学資金の貸与及び返還が終了したことにより、条例を廃止するものでございます。

本条例は、介護福祉士、社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し、修学資金を貸与するために制定をしたものでございます。

貸与につきましては、平成5年度から平成14年度までに、合計74人の方への修学資金の貸与を行ったところですが、本年6月に最後の方の貸与金の返還が終了いたしましたため、これにより条例を適用する見込みがなくなったことから、廃止を行うものでございます。

ちなみに、平成21年度以降は、熊本県社会福祉協議会が実施主体となり、国や県からの補助金を原資として修学資金の貸し付けを行っているところであり、この条例の廃止により、修学資金の貸与を希望される方に支障が出ることはございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、報告事項につきまして御説明を申し上げます。

説明資料の14ページをごらんください。

報告第10号一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明は、15ページ、経営状況の概要についてにより説明をさせていただきます。

1の財団の概要でございますが、(1)の設立年月日は、平成3年11月1日でございます。

(2)設立目的としましては、当法人は、高齢者の積極的な社会活動の促進を図るため、生きがいと健康づくりに関する事業を行い、もって長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的としております。

(3)主な出捐者は、県、市町村、民間企業等でございます。ちなみに、総額で5億2,000万円余の出捐があり、そのうち3億円が県からの出捐でございます。

次に、2番目の項目、平成28年度事業報告でございますが、主な事業を3つ上げております。

(1)の熊本さわやか大学校の開校につきましては、高齢者の生きがい再発見等、また高齢社会のリーダーの育成を目的として開校をしており、平成28年度は、熊本市と八代市の2カ所で合わせて125名が御卒業をされております。

(2)のシルバースポーツ交流大会の開催につきましては、高齢者の健康増進等を目的として開催をしており、平成28年度は、1,545名の方々が参加をされました。また、長崎県で開催をされました全国健康福祉祭には、138名の選手団を派遣しております。

(3)は、高齢者に関する職業紹介事業でございます。県総合福祉センター及び各地域振興局、合計11カ所に無料職業紹介所を開設いたしまして、高齢者に対する職業相談や職業紹介等を行っております。平成28年度は、435名の方の就職に結びつけております。

次に、3番目の項目、平成28年度決算（概要）について御説明をいたします。

(1)の経常収益につきましては、5,892万円余となっており、前年度に比べ1,057万円余の減となっております。減収の要因としましては、県からの委託事業であります介護実習普及センター事業を、事業見直しにより平成

27年度末をもって廃止をいたしましたため、県からの委託料が約1,000万円減となったことが主な要因でございます。また、経常収益の主なものは、県からの補助金が4,374万円余となっております。

次に、(2)の経常費用は5,806万円余でございますが、先ほど申し上げました県からの委託事業の廃止や熊本地震に伴います一部事業の中止、縮小により、前年度に比べまして1,720万円余の減となっております。

その結果、平成28年度決算は、(3)に記載をしておりますとおり、85万円余の黒字となっております。

次に、4の平成29年度事業計画の主なものでございますが、おおむね昨年度と同様の事業を予定をしております。

最後に、5の平成29年度予算（概要）についてでございますが、経常収益、経常費用とも6,577万円余を計上しております、収支の均衡を図ることとしております。

今後とも、当該法人の予算執行等に当たりましては、より一層効率的な執行と適切な運営が行われるよう、指導、助言に努めてまいります。

高齢者支援課の報告事項は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

資料の16ページをお願いいたします。

報告第11号公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明は、17ページで説明いたします。

まず、財団の概要でございます。

同センターは、昭和60年3月、財団法人熊本県成人病予防協会として設立されました。平成17年に総合保健センターに名称を変更し、24年4月から公益財団法人へ移行してお

ります。

設立目的は、生活習慣病の予防のため、健康診断や保健指導等の事業を行い、県民の健康向上に寄与することでございます。

出捐者は、熊本県、熊本県医師会、熊本県対がん協会、結核予防会熊本県支部です。

次に、平成28年度の事業報告の概要です。

平成28年度は、震災後、独自に震災復興計画を策定し、健診計画の変更や受診勧奨を行ったことで、施設健診等につきましては、約6%の増加となっております。

また、新たな保健衛生施策等への対応といたしまして、産業保健推進室を設置いたしまして、事業所へのアンケート調査、健康経営への支援等を実施しております。

このほか、新たな事業展開といたしまして、胃内視鏡等の需要増に対応するため、検査態勢の強化を行いまして、昨年度より1,100名増の5,600名の検査を実施しております。

続きまして、平成28年度の決算でございます。

経常収益は20億1,942万円余、経常費用は18億9,480万円余、当期の経常増減は1億2,461万余でございました。

続きまして、平成29年度の事業計画でございます。

29年度は、28年度同様に、震災復興計画の推進に取り組むとともに、県民の健康づくりに向けて、引き続き、保健事業、健康支援活動の充実に努める予定となっております。

最後に、平成29年度の予算でございます。

経常収益、経常費用とも、おおむね昨年度と同規模の予算額により事業を実施する予定です。

今後とも、予算執行に当たりましては、一層効率的、効果的に運用するとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますよう、指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告議案2件について御説明を申し上げます。

資料の18ページをお願いいたします。

まず、報告第12号公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出ですが、これにつきましては、資料19ページの概要をもとに御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療の普及促進に関する事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として、昭和54年3月29日に設立され、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。

次に、2の平成28年度事業報告でございます。

まず、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう、普及啓発を行っております。

(2)の移植希望者の調査事業では、腎移植希望者の登録更新診察会を開催した結果、116名の方が受診をされております。

(3)の摘出あっせん業務により、眼球の提供者が11名で22眼、利用眼球数は13眼でございました。

3の平成28年度決算でございます。

(1)の経常収益の決算額は1,182万円余であります。次に、(2)の経常費用でございますが、決算額は1,122万円余であります。経常収益から経常費用を差し引いた(3)の当期経常増減額は、60万円余の黒字となっております。

4の平成29年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の平成29年度の予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により

事業実施する予定としており、経常収益は1,128万円余、経常費用は1,127万円余となっております。

続きまして、資料の20ページをお願いいたします。

報告第13号公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これにつきましては、資料21ページの概要をもとに御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じまして、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的としまして、昭和58年3月22日に設立されたもので、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。

次に、2の平成28年度事業報告でございます。

まず、(1)生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談に対応するものでございます。

(2)の景気動向等調査事業は、県内の70の生衛業者に対しまして、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものでございます。

(3)の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施する生衛業の振興のための事業に助成するものでございます。

3の平成28年度決算でございます。

(1)経常収益の決算額は1,826万円余であります。次に、(2)経常費用でございますが、決算額は1,820万円余であります。経常収益から経常費用を差し引きました(3)当期経常増減額は、6万円余の黒字となっております。

4の平成29年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の平成29年度予算でございますが、おおむねこれも昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としており、(1)の経常収益は1,854万円余、(2)の経常費用は1,852万円余となっております。

説明申し上げました2つの財団の予算の執行に当たりましては、今後ともより一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう、指導に努めてまいりたいと思います。

薬務衛生課は以上でございます。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

報告第37号いじめに係る重大事態に関する調査結果の報告でございます。

これにつきましては、23、24ページの調査結果の概要で御説明申し上げます。

まず、調査の経過ということで、事案の概要についてでございますが、平成25年8月に、当時県立高校1年の女子生徒が、自宅で自死するという事案が発生いたしました。学校は、自死の事実を伏せたまま、事実確認や聞き取り等の調査を行いました。翌年10月に、学校は、その結果を御遺族に報告しましたが、御遺族は、学校の対応が不十分であると県教育委員会に伝え、同時に、報道機関を通じて自死について公表されました。これを受け、学校は、平成27年2月、学校調査委員会を設置し、全校生徒を対象とした初めてのアンケート調査や個別の聞き取りを行い、平成28年2月に、御遺族にその結果を報告いたしました。しかし、納得されず、県に再調査を求められました。知事は、平成28年4月、県いじめ調査委員会に対し、学校調査の結果について調査、審議するよう、諮問を行いました。

今回の報告は、県いじめ調査委員会からの答申をもとに調査結果として取りまとめ、いじめ防止対策推進法に基づき、県議会に報告

するものでございます。

次に、2の知事からの諮問事項ですが、資料に記載の3点でございます。

なお、参考として、県いじめ調査委員会の概要、委員構成について記載しております。

次に、3の審議経過、4の県いじめ調査委員会からの答申は、記載のとおりでございます。

次に、調査の結果でございます。ローマ数字のⅡのところでございます。

1の学校調査のプロセスや方法等についての検証でございますが、2点に絞って記載しております。この2点は、いずれも学校調査委員会が設置される前のこととなります。

1点目といたしましては、学校は、いじめはなかったかという認識で事実を追及する姿勢が希薄であり、自死した事実を在校生徒や保護者に伝えることを前提とした詳細調査の実施の判断が主体的になされなかったことであります。

2点目としては、学校は、調査の手順について、あらかじめ遺族に丁寧に説明をし、共有化する必要があるという認識が不足していたという点でございます。

裏のページをごらんください。

学校調査の見解についての検証でございます。

まず、いじめの認定についてでございますが、得られた証言を事柄ごとに整理し、その信憑性を評価した上で、いじめの可能性のある行為が認定されました。さらに、本生徒が心身の苦痛を感じるかどうかという観点から、いじめの有無について判断されました。

その結果、学校調査委員会が認定した5項目に1項目が追加され、合計6項目について、いじめと認定されております。

追加認定されたのは、寮の同級生が、本生徒の顔写真を寮のLINEグループのトップ画にし、グループ名に変なあだ名をつけたということでございます。

本生徒と寮の同級生との間には、口げんかや互いの写真を無断で携帯のLINE上に掲載する行為があったことなどから、学校調査委員会ではいじめと認定されませんでした。しかし、本委員会では、双方向お互いにした行為であっても、本生徒は心身の苦痛を感じたと推察されることから、いじめとして認定されました。

次の本生徒の自死の背景についてでございます。

本事案においては、遺書その他事実を明確化する資料が残されていないこともあり、自死に至った直接の原因は特定できなかったということであります。

このいじめ調査委員会の結論に対して、学校調査委員会が示した自死の背景は、調査により得られたさまざまな情報を総合的に評価して結論づけられたものであったと考えることができるとしております。しかし、いじめが自死に直接的な影響を与えたとは認めがたいとする学校調査委員会の見解については、本県いじめ調査委員会におきましては、その見解とは異なるということでございます。

本生徒の自死の背景ですが、別冊資料の7ページに、証言や聞き取り結果等から、本生徒が置かれている状況、そのときの心情を分析し、推察されたものが記載してございます。

4月に親元を離れて高校での寮生活を開始しましたがけれども、その中で、寮でのトラブルが発生したということでございます。

寮をやめたいという気持ちがありながら、寮を最終的にはやめることができなかったということで、夏休みに帰った中で、自宅で自死をしたという状況でございます。

それでは、もとの概要のページに戻ります。

次に、学校における再発防止等のための取り組みについての検証でございます。

1点目は、生徒が発したサインを拾い上げ

るような教育相談体制が十分に機能していなかった、2点目として、寮生に対しては、スクールカウンセラーや養護教諭等、専門的な知識を有する者を活用したメンタル面のケアが必要であった、3点目としては、情報モラル教育が、入学間もない1年生に対しては十分浸透していなかったでございます。

最後に、4、県いじめ調査委員会からの提言でございます。

6点記載しておりますが、1番目に、自死の背景について、自死の事実を生徒や保護者に伝えることを前提とした詳細調査の実施について、早期に遺族と協議を行うべきである。2つ目でございますが、重大事態が発生した場合の調査について、現在の県の規則が調査主体を学校に限定している点については、見直しを検討すべきであるということでございます。また、再発防止に向けてでございますが、寮の適切な管理運営や情報モラル教育を早い段階で行うべきであるという点などについて提言がありました。

以上が調査結果の報告でございます。

なお、調査報告書については、7月14日に県教育委員会に通知し、今回の重大事態への適切な対応及び再発防止のために必要な措置を講じるよう求めております。

報告は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 2ページの住まいの再建支援事業ですね。

御説明ございました別冊の資料ですね、住まいの再建加速化事業ということで、被災者の住まい再建へ一歩踏み出すのに、非常に有効な事業だと思います。

1つは、この熊本型になるのでしょうか。やっぱり先例が、こういうのがあってこういうことをつくられたのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○野尾健康福祉政策課長 今回のこの支援策を検討するに当たりましては、委員御指摘のように、中越地震でございますとか、東日本の実例を一応参考とはしております。しかし、本県で、この2ページ目に書いておりますように、一番の課題というのは、やっぱり自宅再建をどう進めていくか、持ち家再建をどう進めていくかという話と、あと一つは、資料には入っておりませんが、仮設住宅の内訳が、建設型で約4,000から5,000、借り上げ型で1万5,000あります。ですから、そういうふうな形態に応じて、どのような手法が一番いいのか。ですから、自宅再建につきましては、このような2つの利子助成、民間賃貸に対する初期的費用の助成につきましては、他の実例では大々的にやっておられません。また、転居費用助成につきましても、ここまで県が全て、自宅、民間賃貸、公営住宅というふうに振り分けた例も見られません。やはり、そこは知事に思い切った判断をしていただいて、私たちとしては、このような支援策をこの時期に打ち出すことで、早期に皆様たちの住まいの復興を目指していきたいとの思いで、今回、予算をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 そういうことで、かなりやっぱり熊本型ということで、知事を初め、被災者の生活再建ということで踏み込んで対応していただいているというふうに評価をしたいと思いますが、あと、この制度を活用するに当たって、ちょっと疑問に思うことについて教えていただきたいと思いますが、既に自宅をつくられた方が対象になるのかと、

もう既に仮設を出られている方が、まあ一時金とか、10万円のお金、20万のお金、その辺が対象になるのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○野尾健康福祉政策課長 やはり早期に自宅を再建なさった方、それが、今仮設に入っている方と同じ被災状況であったり、同じ状況であれば、私たちは遡及して対応したいと思います。

あと1点は……

○鎌田聡委員 10万円と20万円の。

○野尾健康福祉政策課長 そちらのほうも、仮設を既に出られた方も、自己努力で先に出ている方と同じ被災状況なので、それについても遡及して対応はしたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 ぜひ、その点、公平性も含めて、いい制度でありますから、そういったのも問われてきますので、ぜひお願いしたいということとあわせて、もう一つは、今もう仮設にもいらっしゃらなくて、熊本県にもいらっしゃらなくて、家が壊れて県外に行かれて、県外の家族に身を寄せていらっしゃる方がかなりいらっしゃると思います。そういう方々が自宅を再建しようとする場合に、対象になるのかどうなのかと、多分対象になると思いますけれども、あとそういった方々への周知、これをどうやっていくのかということも教えていただきたいと思います。

○野尾健康福祉政策課長 県外の公営住宅とかみなし仮設にお住まいの方が、熊本県に戻っていただいて、もとの土地に御自宅を再建なさるといふことであれば、対象になると考えております。

あと、そういう県外の方への周知について

は、10月、11月と重点的に地域支え合いセンターや市町村をお願いして、支援策とか、今後の住まいの動向、どうなさるかをしっかりと聞き取った上で対応していきたいと思っております。

○鎌田聡委員 ぜひ、多くの方が多分他県に出ていかれていると思いますので、そういった方々へ漏れなくやっぱりきちんと、これだけの制度をつくりましたということで、まあ対象、いろんな制限もあるかもしれませんがけれども、周知をしっかりとやっていただくようにお願いしておきます。

以上です。

○高島和男委員 今の鎌田委員の住まいに関して、関連してお尋ねしたいんですけども、高齢者のそのリバースモーゲージということなんですが、土地や建物を担保にして、お亡くなりになったときに処分をして返済するということではありますが、当然、土地も建物も、大なり小なり被害といいますか、被災を受けていると思うんですね。そういった場合に、価値といいますか、この建物あるいは土地がどれだけの担保価値があるのかというのは、どなたが見きわめるのかということをもまず教えていただきたいと思うんですね。

○野尾健康福祉政策課長 ちょっと私のほうの説明不足で申しわけございません。

リバースモーゲージというのをもう一度おさらいさせていただきますと、被災された建物があります。それについて、建て直します。修理をします。このとき、お金を借ります。ですから、そのときの、いわゆる建て直した場合は、新築経費を担保にします。土地については、住宅支援機構のほうで評価をします。これは実勢価格で評価をします。ですから、通常の公示価格とか取引価格を参考に土地は評価をいたします。ですから、融資を

受ける金額というのは、その担保額以内の0.6であったり、0.7というふうな規定がございます。一定の割合がございます。建物であれば0.7、土地であれば0.6という記憶でございますが、そういうふうな中で借り上げた上で、返済は月々利子のみと。で、亡くなられた場合は、御遺族が一括償還なさるか、それとも、御遺族がもう要らないということだったら、銀行の関連債権回収会社のほうで土地、建物を買って取って、それで弁済しますというふうな仕組みになっております。

済みません、ちょっと説明が短過ぎて、誤解を与えて申しわけなかったと思います。

○高島和男委員 建物に関してはそうでしょうし、土地に関してもそういった評価をされるということなんですが、ちょっと懸念するのは、土地に関して言いますと、これだけ、地震以降、いろいろ活断層の問題等々が言われているわけでございますけれども、そこら辺もやっぱり評価の基準ということで、きちんと見分けられるんですかね、その不動産の価値としてですね。

○野尾健康福祉政策課長 個別具体事例についてはお答えできないんですけども、一般論としてお話しさせていただきますと、土地の価格というのは、断層があるとか断層がないとかいうことではなくて、実際、どれだけの価格でその土地を取引されているかという不動産評価、これが通例でございます。その評価額で支援機構のほうは評価していくとは聞いておりますが、具体的にまた御不安な点がございましたら、私たちにお尋ねいただければ、その点については詳しくお話ししたいと思います。そういう回答でよろしゅうございますでしょうか。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 7ページの精神保健費で、先ほど言った、地震によってアルコール依存症の方がふえたという話がありますけれども、通常のアアルコール依存症の一般的なパーセンテージに比べて、どの程度高くなったのか、あるいはそれは関係なく——ちょっとその付近を教えてくださいませんか。

○奥山障がい者支援課長 アルコール依存症対策についてでございますけれども、もともと大震災の後には、依存症に関して、アルコール関連で問題がふえてくるというような医学的知見がございました。あわせて、本県において、本年3月に応急仮設やみなし仮設の入居者を対象にした調査で、回答者の中の7.5%の方、約360名の方が飲酒量がふえた、あるいは飲酒の機会がふえたというような方で、朝、昼から飲んでいるというような方もいらっしゃいました。

また、従来から、精神保健福祉センターでアルコール相談に対応しておりますけれども、地震後に約2.5倍増となっておりますのと、依存症回復プログラムの参加者数も約1.5倍の増ということになっておりまして、今後もふえることが予想されております。

こういったことから、アルコール依存症対策は今後強化すべきという考えで、今回提案させていただいたものでございます。

○藤川隆夫委員 今のでわかります。やっぱり震災後ふえているというのはわかりますし、また、この依存症の方々をどうやって離脱させるかというのがこれから大事になってくると思いますので、そのプログラムは精保センターでつくってやられているんですね、今現在。

○奥山障がい者支援課長 現在においても、アルコール依存症回復プログラムということで、国でつくっているプログラムを熊本バー

ジョンに変えたものを使って、精保センターで実施しております。

これに加えまして、今回、新たにアルコール依存症の専門の相談員を配置して、早期対応に努めるという形にしたいと思っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。しっかりと取り組んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 15ページのさわやか長寿財団についてお尋ねしたいんですけれども、高齢者に関する職業紹介事業ということで、平成28年度、435人就職されたということでありまして、そもそも希望されている人が、大体、おおむね、概略何人ぐらい、その中の435人、母数というか、そこいらを教えてくださいたいのが1つ。

この事業がいつごろからスタートして、今日まで、累計としてどのくらい就職をされたのか、もしもおわかりであれば。

そして、各地域の振興局でということでありまして、何か地域の振興局で特徴的なものがあれば教えていただきたいと思うんです。

以上でございます。

○谷口高齢者支援課長 就業に結びついた方の数でございます。平成28年度は435人ということですが、一般的に就業相談というのをまず受けて、その後いろいろやりとりをしまして、最終的なマッチングをして、結果的にこの435人ということになっております。済みません、どのくらいの方がそこを訪れて相談に来られたかというのは、ちょっと今手元にございませんで、そちらは後でまた調べまして御返事をさせていただいてよろ

しゅうございますでしょうか。

それと、この制度はいつからスタートをしたかということでございますけれども、正確には、済みません、ちょっと把握はしていませんが、その15ページの概要のところを書いておられますけれども、平成3年11月1日にはこの財団設立がなされておまして、もうそのときには既にそういう職業紹介事業というのはされていたと。それ以前につきましては、さわかやか長寿財団以外のところで、例えば県社協とか、そういったところでこういうのを実施をしていたとかいうお話はちょっと聞いておりますが、少なくとも平成3年以降は実施をされておるということでございます。

あと、振興局で特徴的なものがあるかどうかということでございますけれども、振興局で、今詳細は、特徴的なものは把握はしていませんけれども、いろいろ地域性もございますので、例えば菊池とかそういったところにつきましては、いろんな商工業分野とか、そういったもののマッチングもあっているというふうなことは聞いております。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○田代国広委員長 今の点については、後ほど精査して委員に御報告してください。

○谷口高齢者支援課長 精査して御報告をさせていただきます。

○高島和男委員 これは、とつても、これからもまだ高齢者というのはふえていくわけで、すばらしい事業だと思いますので、ぜひ多くの皆さんに周知をしていただいて、事業がより一層進むように、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 要望ですね。

○高島和男委員 はい。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○楠本千秋委員 12ページのこの県の介護福祉士等の修学資金の廃止条例の件ですけれども、平成5年から14年の対象の74人は終わったということですが、その後は社協のほうで対応されているようなお話でしたけれども、その後の希望者の推移、数字というんですかね、どんな状況かを教えていただければ。

○谷口高齢者支援課長 修学資金の貸し付けにつきましては、今委員おっしゃいましたとおり、平成21年度から県社協のほうで実施をしておりますが、これまでは、平成21年度から平成28年度までは、459人の方への貸し付けを行っております。金額といたしましては約5億3,000万円程度、合計でございますけれども、その金額の貸し付けを行っているところでございます。

○楠本千秋委員 その459の地域別というか、その辺の状況はわかりますか。

○谷口高齢者支援課長 済みません、ちょっと地域別といいますのは、その借り受けをされた方の出身ということですね。

○楠本千秋委員 はい。

○谷口高齢者支援課長 済みません、そちらのほうはちょっと今手元にございませんで、後ほどまた調べまして御報告をさせていただきます。

○楠本千秋委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 報告の第12号なんですけれども、移植関係の話なんですけれども、以前、このコーディネーター自体が1名だったような気がするんですけども、コーディネーターの養成も今されていると聞いておりますけれども、その現状がどうなのかと、もう1つは、角膜移植等は数字が出ておりますけれども、腎移植等について、ここ数年どういう状況にあるのか、また、ほかの臓器についてどういう状況にあるのか、教えてください。

○大川薬務衛生課長 コーディネーターにつきましては、県のほうの予算を入れまして、後任者の育成ということで、日本臓器ネットワークが行います数々の資格認定のほうの研修会等に派遣をしております。徐々に能力も高まっているように聞いておりますので、2人体制でいつときはできるようなことになるかと思えます。

それから、角膜につきましては、一部の眼科では輸入した角膜を使っておりますし、アイバンクで献眼をいただいた角膜というのは、高齢者の方が提供をされた事例がほとんどでございますので、角膜の中の細胞の数とかいうのを調べまして、できるだけいい角膜を移植したいということで、保存眼が一部多くなっているような状況もあります。

それと、腎臓の移植につきましては、血縁関係間の移植がかなりふえているようには聞いておりますけれども、ちょっと細かい数字は今持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせさせていただければと思います。

それから、臓器移植につきましては、脳死下での臓器提供が全国的にかなり進んでおります。熊本県でも、5年ぐらい前はほとんどなかったような状況ですが、一昨年3月ま

で3件の提供がございました。

それにつきましては、摘出を行いまして、全国の患者様のもとに届けられるような状況で対応はしております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 1人から2人体制になるということで、ネットワーク等の構築もよりやりやすくなると思えますので、進めていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○田代国広委員長 答弁者の方にお願ひします。できるだけマイクを近づけて答弁していただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、報告第37号、いじめの調査結果に基づくということでありました。その概要を御報告いただきまして、この県いじめ調査委員会から知事に答申がなされて、この後、知事は、これを教育委員会に対してどうされるのかということと、この調査結果が全てなのか。あと、学校調査委員会に対してのやっぱり見解の相違というのが出ていますので、学校調査委員会は、これに対してどう反応されているのかというのを教えていただきたいと思えます。

○富永子ども家庭福祉課長 1点目の知事が教育委員会に対してどのようにというところについてでございますが、7月14日に、いじめ調査委員会から知事に対する答申がございました。その日のうちに知事は、教育委員会に対して、必要に応じて改善策を講じるよという通知を出しております。

それに対しまして、教育委員会におきましては、今さまざまな審議を進められているところでございます。9月の中旬の時点で、今対応状況というのは報告いただいているところでございます。

○鎌田聡委員 そういう対応状況でも、この委員会の報告に基づいて対応していくということによろしいんですかね。不服申請とかそういうのが出ているとか、そういう状況じゃないということによろしいんですか。

○富永子ども家庭福祉課長 不服ということではなく、まず学校調査委員会の結果について、本いじめ調査委員会は、その調査結果を審議いたしました。その審議結果として、教育委員会に対して通知をいたしました。教育委員会は、その結果を受けて検討しているということですので、不服というようなことでお話があるわけではございません。

○鎌田聡委員 じゃあ、知事も、このいじめ調査委員会ですか、この結論づけられたこと、そして教育委員会への提言に対しては、もうそういう立場で、その提言を受けて、知事としては、教育委員会に対して物申しているし、それも受けて教育委員会は、そういう方向で改善に向けてやられているということによろしいんですか。

○富永子ども家庭福祉課長 いじめ調査委員会からの答申を受けて、県は教育委員会に通知を出しまして、教育委員会はそれを受けていただいているということでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、そういうことであるのならば、しっかりとこの提言を踏まえて、早期にやっぱり改善できる場所があると思いますので、教育委員会に対して、しっかりとその辺を知事から対応していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○溝口幸治委員 済みません、今のに関連し

てですけれども、もうちょっと具体的に言うと、例えばこれは25年に起こった案件なので、今29年ですよ。ということは、当時の学校現場の管理職とか、かかわった方はもういらっしやらない可能性もありますが、詳細はわからないので、そういう可能性もありますが、今その改善に向けてということで、場合によっては、例えばさかのぼってその管理職の責任を問うとか、そういう可能性があるのかどうかというのをまずお尋ねしたい。

○富永子ども家庭福祉課長 本委員会において、それからまた、この県からの教育委員会への通知の中には、管理職の処分とか、そういうことは含まれておりません。教育委員会で、この本委員会の結果を受けて、その中で審議をされるものだというふうに考えております。

○溝口幸治委員 わかりました。
もう1点いいですか。

○田代国広委員長 はい。

○溝口幸治委員 24ページの最後の提言の中で、一番最後ですね。要は、寮の適切な管理運営ということで、実は私、高校の寮のことを大分調べているんですよ。築年数が、まあ私の年齢ぐらい、私は47歳なんですけれども、大体私が生まれたころとか、私が生まれる前に建っている寮がほとんどで、今の時代に照らしたら、非常にプライバシーが守れるのかどうか、非常に環境的に、まあ補修はやっているんですけども、なかなか時代に合ったものになってないなという印象を私は持っています。

それから、私の調査によると、大体1学期ぐらいで女の子たちは出ていってしまう。まあ、環境の問題と人間関係の問題と両方あるんだと思いますけれども、とにかくこの自死

の背景の中には、そういうものが直接触れられていませんが、やっぱり親元から離れて住むときに、何とかな、やっぱり寂しいとか、ここでやっていけるのかなというような不安を感じるような施設だと思うんですね。

なので、ここは、まあ教育委員会で考えるとはいえ、皆さん方も一回寮をしっかりと見てもらって、そこで子供たちが本当に学ぶ環境かどうかというものを、教育委員会と一緒にぜひ議論をしてほしいというふうに思います。これは要望で。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○野尾健康福祉政策課長 先ほど私がリバースモーゲージで担保評価額の説明をいたしました。ちょっと済みません、正しい表現でもう一度説明させていただいてよろしいでしょうか。

○田代国広委員長 どうぞ。

○野尾健康福祉政策課長 まず、建物の担保評価額は、工事請負契約書の建設費の約6割です。で、マンションとかを買う場合、売買する場合も、同じように売買契約書の約6割です。

次に、委員のお尋ねがあった土地のほうなんです。既に持っている方は、済みません、これはちゃんと説明します。固定資産税評価額に7分の10を掛けての6割——だから、1.3倍か1.4倍ぐらいになるんですかね。の6割を担保します。新しく土地を買った場合は、売買価格の6割というふうになります。

ですから、あんまり断層とかいうのは、この計算には反映してこれませんので、先ほど曖昧な説明をして申しわけございませんでした。

以上でございます。

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第6号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第27号を議題といたします。

請第27号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

請第27号でございますが、この請願は、熊本地震により被災された市町村国民健康保険及び熊本県後期高齢者医療の被保険者の方々に対しまして、市町村等が実施しております医療費の一部負担金免除措置が本年9月30日で終了することにつきまして、免除措置を継続できるよう、県が市町村等に対して財政支援を行うよう求める請願でございます。

これまでの県の対応等について御説明申し上げます。

熊本地震の被災者に対しましては、震災直後のけがや病気等に対する負担軽減を図る目的で、保険者である市町村等の判断により、医療費の一部負担金が免除され、これに対しまして、国が免除した額全額を財政支援する特例措置が設けられました。

この特例措置は、本年2月末で終了予定でしたが、市町村の意見を踏まえ、3月以降も財政支援を延長するよう国に強く要望した結果、本年9月末まで延長されることとなりました。

ただし、3月以降の特例措置におきましては、市町村の被害の程度を勘案した財政支援となりまして、この結果、負担が発生する市町村もございましたため、県は、この特例措置にあわせまして、国民健康保険につきましては、県の特別調整交付金を活用して財政支援を行うことにより、市町村の実質負担をゼロにしております。

国は、東日本大震災のときと同様、発災から1年半で特例措置を終了することとしており、国の支援を補完する形の県の財政支援につきましても、国の財政措置と合わせるものとしております。

10月以降は本来の制度に戻りまして、市町村の免除額の割合が3%以上の場合は、国が8割の財政支援、3%未満の場合も、県が5割の財政支援を市町村に対して行うこととなります。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑ございませんか。

○山本伸裕委員 9月末診療分をもって今までの免除制度は終了させるということなんですけれども、県の認識として、もうこの免除制度を必要とされていないという認識なのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○早田国保・高齢者医療課長 ただいま御説明を申し上げましたとおり、特例措置は、発災直後の被災者の方々のけがまたは病気等の負担を軽減するという目的で行われまして、国が、東日本大震災のときと同様、1年半で特例措置を終了するというを示しております。

ますので、県も同じような判断をしております。

なお、特例措置がなくなりましたからといひまして、一切の財政支援がなくなるというわけではございませんで、ただいま申し上げましたように、市町村の免除額が3%以上になりました場合には、国が8割を支援いたしますし、3%未満の場合は、県が5割財政支援するという形、通常措置に戻るということでございます。

○山本伸裕委員 今までは、だから、国が8割補助した場合には、残りの2割分を県が補助すると、市町村負担はないというようなことだったんだけど、今後、3%以上の場合は、国が8割出しても、県は補助しないということなんですよ。

これに対して、先ほど請願者の御発言がありましたけれども、9割の被保険者の方が医療費の免除継続を希望していると。そして、益城町でも、お話を伺いましたけれども、国に対して強くあるいは県に対してでも、免除制度の継続を強く要望しているというようなお話を伺いました。そういう点では、被保険者あるいは市町村からの継続の要望というのは強いんじゃないんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

9月末で特例措置が終了するということに関しましては、7月28日に市町村に対して説明会等を開催いたしまして、意向等につきまして照会を行いましたけれども、継続をするというような意向を示された市町村は、現在のところございません。

また、現在の特例措置につきましても、一定以上の半壊ですとか全壊ですとか、被災者に対しまして、所得等一切関係なく、全体に支援するという特例措置でございますので、先ほど請願者の方もおっしゃいましたよう

な、低所得者等に対するいろんな御心配につきましては、従来から低所得者に対する一部負担金の減免措置というものはございますので、そういった減免措置のほうを受けていただくということで、受診抑制等にはつながらないのではないかというふうに考えております。

○山本伸裕委員 9月以降も免除制度の継続の意向を示した市町村はないというようなお話でしたが、それは、市町村がもし免除継続するならば、2割の負担をしなければならぬということ、これはもう財政的にもたないというようなことで、断念せざるを得ないというようなところが実情じゃないかと思うんですね。もし継続できるんだったら、それはもう継続をぜひ県や国にお願いしたいということじゃないかと思うんですね。

一般質問でも氷室議員がおっしゃっていましたが、仮設避難者の中で、もう病院に薬をもらいに来なくなったと、病院の先生が、どうされているんだろうかということが心配だというようなことを言われていましたけれども、先ほどのアルコール依存症のお話もそうですけれども、避難生活が長引けば、やっぱり心身ともに健康悪化、健康被害というのは当然懸念されるわけで、それが自己負担が出てくるというようなことになると、それはますます受診抑制につながる懸念というのは大きくなっていくと思うんですね。

受診抑制対策というふうなことを言われるのであれば、医療費の免除継続を決断するというのが一番の私は受診抑制対策だし、被災者の命と健康を守る対策になるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○早田国保・高齢者医療課長 繰り返しになりますけれども、受診抑制ということに関しては、先ほども申し上げましたけれども、低所得者、所得が低くてなかなか病院に

行けないという方が、本当に医療を受けられないという事態というものは、私どももよくないというふうに認識はしておりまして、そういった方々に対しての個別の対応というものはございますので、ちょっと所得が低くてなかなか病院に行きづらいというような方がおられましたら、それぞれの市町村役場のほうに御相談いただくようにということで話をしているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 この件につきましては、当委員会に採択、不採択を求められた案件でありますので、ここで質疑を終わりたいと思います。

○鎌田聡委員 ちょっと質問をいいですか。中身の質問、ちょっとお尋ねの質問で、いい、悪いじゃなくて。

○田代国広委員長 質問の中身。

○鎌田聡委員 この請願で書いてあることに対する質問、状況の質問。

○田代国広委員長 答えられると。

○鎌田聡委員 答えられるでしょう、多分。

○田代国広委員長 鎌田委員。

○鎌田聡委員 済みません、請願の最後のところで、岩手県が、自己負担分の8割は国から支援を受けているということで、残りの2割は県と保険者、まあこれは県の判断でしょうけれども、自己負担分の8割を国から支援を受けているというのは、どういうことを受けているのでしょうか。

○早田国保・高齢者医療課長 岩手県につき

ましては、国から8割の支援を受けているというのは、先ほど申しました通常の措置に戻るといってございまして、免除額が3%を超えた場合には、国から8割支援が来るといってございます。

本県におきましても、特例措置はなくなりますがけれども、10月以降は、市町村において、免除額が全体の3%を超えたら、国から8割支援が来るといって状態でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、これは岩手県だけ特例じゃなくて、こういう扱いに熊本県もなるということなんですね。確認です。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

通常措置——特例措置ではなくなり、本来の措置に戻りますので、岩手県だけでなく、熊本県も同様に、3%を超えますと、国から8割財政支援をいただけるということでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 岩手県だけ変わっているということじゃないという理解でいいんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 はい。国からの8割の支援というのは、岩手県だけではなくて、熊本県でもほかの県でも、同じような状況になりましたら、財政支援があるということでございます。

○山本伸裕委員 御回答は結構ですがけれども、要望として発言します。

今岩手県のお話がありましたけれども、要するに、国の対応というのは、1年半で通常ルールに戻すと、それは岩手の場合も熊本の場合も同じと。

ただ、岩手県の場合は、その残りの2割を

市町村と県で1割ずつ補助して、今なお継続しているわけですよ、医療費無料化の制度を。だから、それは熊本県も、国が打ち切るといってであれば、ぜひ、必要とされている制度なんだから、まだ被災者の方々が4万人を超えているような状況なんだから、継続を、今打ち切るといってのは適切でないということをお願いしておきたいと思っております。

○田代国広委員長 これでは質疑を終了したいと思います。

次に、採決に入ります。

請第27号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択と不採択という両方の意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第27号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○田代国広委員長 挙手少数と認めます。よって、請第27号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、順次報告をお願いします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者

医療課でございます。

報告資料のほうをお願いいたします。

国民健康保険制度改革に向けました検討状況につきまして、本日は、主な検討課題でございます料金の算定方法の検討状況や保険料の試算の状況などにつきまして、途中経過でございますが、御報告をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

1、国民健康保険制度改革の概要でございます。

改革の主な内容につきまして、3 ページで御説明させていただきますので、3 ページをお願いいたします。

上段の一番右側の図をごらんください。

平成30年度からの改革後は、県が国保の財政運営責任を担うなど、県と市町村が国民健康保険を共同して運営することとなっております。

県は、市町村との共同運営のための統一方針であります国保運営方針を策定することとなっております。

県は、毎年、医療費の総額を推計いたしまして、①市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、②その納付金を賄うために必要となる標準保険料率を市町村に示します。③市町村は、標準保険料率を参考に保険料率を定め、④県に納付金を納め、⑤県は、給付に必要な費用を全額市町村に交付することとなります。

1 ページにお戻りください。

2、改革に向けた検討状況でございます。

市町村との協議に加え、被保険者や保険医等で構成する熊本県国民健康保険運営検討会議においても協議を進め、また、市町村長に対しましても、町村会や市長会の会議の場を活用して御説明をしているところでございます。

2 ページをお願いいたします。

3、検討している主な内容でございます。

まず、(1)納付金の算定方法についてでございますが、市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて市町村ごとの納付金額を算定し、納付金の仕組みの導入等に伴う保険料水準の急激な上昇や低下など大きく変動する可能性がある場合には、保険料水準の激変緩和措置などの財政調整を行うこととしております。

あわせて、(2)保険料の試算についてですが、平成30年度からの制度改革は、平成29年度から実施されたと仮定するなど、一定の前提のもとで、現在、市町村ごとの収納率で割り戻す前の1人当たり平均保険料の試算を行っております。

現在精査中の数字ではございますけれども、県平均で見ますと、平成28年度に本来必要な保険料が約8万7,000円、決算補填等目的の法定外繰り入れ等を行った後の実際の保険料は約8万2,000円となっております。平成29年度に必要な保険料が約8万3,000円の見込みとなっておりますので、平成28年度に本来必要な保険料8万7,000円と比べますと、約4,000円減の見込みとなっております。

今回の試算額は、あくまで平成29年度ベースの試算でございまして、今後、平成30年度ベースで仮算定、本算定を行っていくこととしております。

次に、(3)保険料水準の統一に向けた方針についてです。

県では、将来的な保険料水準の統一を目指しておりますが、現時点の市町村間の医療費水準の格差は約2倍と大きいため、明確な達成時期を示すことは難しい状況にございます。

保険料水準の激変緩和措置への特例基金の活用終了後、平成36年度時点におきまして、医療費や保険料の水準などの状況を踏まえまして、統一に向けた達成時期について、改めて検討を行うと考えております。

次に、(4)保険料(税)収納率向上や医療費適正化の取り組みについてでございますが、目標収納率の設定や市町村の取り組み状況に応じた交付金の重点配分を行うこととしております。

最後に、4、今後のスケジュールについてでございます。

今月28日及び12月に国保運営協議会を開催し、国保運営方針案等について審議を行う予定です。来年の1月に納付金や標準保険料率の本算定を行いまして、2月定例議会で国民健康保険法施行条例案等の御審議をお願いしたいと考えております。

平成30年4月の国保制度改革の円滑な実施に向けて、しっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

着座のまま、震災関連死の概況について御説明申し上げます。

なお、震災関連死につきましては、本議会の9月20日の西岡議員の一般質問で、現在の取りまとめ状況についてお尋ねがあり、健康福祉部長が答弁したところです。本日は、その概要について、厚生常任委員会にて報告させていただきます。

まず、関連死でございますが、これは、家屋倒壊などの地震による直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、地震との間接的な原因で死亡することを指します。

関連死と認められた方は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生計維持の場合は500万円、その他の場合250万円が遺族に支給されます。

関連死の認定につきましては、直接死と比べ、地震との因果関係の判断が困難なため、県では、昨年度から、熊本地震関連死認定基

準原則の策定や市町村が実施する医師や弁護士による審査会の合同開催など、関連死の認定事務を行う市町村を支援しているところでございます。

また、関連死に認定された方の死因の公表につきましては、プライバシーの配慮から非公表とする市町村が多くございます。しかし、県が主導して、プライバシーを守れる形で情報公開はやるべきとの知事の考え、指示のもと、8月中旬に関連死を認定されている19市町村に対し、死因のほか、関連死と認定された方の死亡時の年齢、発災から死亡時までの期間、既往症の有無など、数項目について調査をいたしました。

現在取りまとめておる段階でございますが、調査結果の概要について、中間報告させていただきます。

平成29年8月末時点で関連死と認定された方は189名となっております。

まず、性別でございます。

男性が101人と、全体の53.4%、女性が88人と、全体の46.6%となっております。

2の既往症の有無についてでございます。

既往症があった方が165名と、全体の87.3%を占めております。

次に、死亡時の年代でございます。

70歳以上の方を合計いたしますと、147名と、全体の77.8%、8割弱となっております。

次に、発災から死亡までの期間についてでございます。

発災から3カ月以内に亡くなられた方が160名と、これも全体の84.6%となっております。

最後に、主な死因の分類について御説明いたします。

疾患ごとに分類し、人数の多い順に整理しております。肺炎など呼吸器の疾患が53名と、全体の28%、心不全など循環器系の疾患50名と、全体の26.5%と、この2つを合わせ

ますと、全体の6割弱を占めております。

今後、さらに整理を進め、個人情報にも十分に配慮が必要なことから、市町村と協議を行いながら、公表内容、公表時期については慎重に検討してまいります。

健康福祉政策課は以上でございます。

○田代国広委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、国保の関係でのお尋ねになりますけれども、資料2ページになります。保険料水準統一に向けた方針ということで、保険料の統一を将来的に目指すんだということでありますが、平成36年度時点において、改めて達成時期について検討を行うということは、平成36年度までは今のままということの理解でいいんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 36年度という一つの目安を出しております理由といたしますが、そこに資料にも書いてございますように、激変緩和のための特例基金の活用期間が一応35年までとなっておりますので、その時点での状況で医療費水準、保険料水準等を見きわめてというふうに考えております。

36年度までには、当然、医療費水準、保険料水準の平準化を目指したところで、さまざまな取り組みを進めてまいります。また、そのほかにも、収納率のばらつき等、法定外繰り入れの話等、保険料統一に向けて調整すべき項目は多岐にわたっているかと存じます。そういった取り組みを、しっかり35年度までに取り組んでまいります。

今のところの状況等を見ますと、その36年度までにそういった取り組みが完全に進むかどうかというのは非常に厳しい状況かと考えてはおりますが、万が一、そういった統一に向けて市町村の協議も調べ、万全な体制が

できるという状況になれば、36年度以前に統一ということが全く不可能というわけではないというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 まあ、一気に統一というのはなかなか、この被保険者の負担が減るとかふえるということで、かなりのやっばりいろいろな問題も出てまいりますので、じっくりとその辺は時間をかけてやられるということと理解をしたいと思います。

それとあわせて、3ページに、これから財政安定化基金を新設されるということで書いてありますけれども、県ですとね、この財源は、これは国から来るんですか、県でつくらんといかぬとですか。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

財政安定化基金につきましては、平成27年度から積み立てを開始しております。実際使いますのは30年度以降になりますけれども、こちらについては、国のほうから財政措置をいただいているものでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、これは新設とされていきますけれども、もうできているやつで対応していくということで、新たに国からまた、30年度になるのではと幾らか来るということじゃないんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 27年度から積み立てを実際開始しておりますけれども、32年度まで、国のほうから毎年参りますので、積み立てを行っていく予定としております。最終的な総額は、32年度末で34億程度になる見込みでございます。

○鎌田聡委員 大体34億で対応できるんです

か。予測的にどうなんですかね。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

財政安定化基金につきましては、基本的には、県とか市町村とかに貸し付けというものが基本になっておりますので、貸し付けした場合は償還がありますので、大丈夫かなというふうに考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○藤川隆夫委員 保険料の収納率向上とか、医療費適正化の取り組みの中で、交付金の重点配分というのが書かれておりますけれども、これは収納率が上がったとかあるいは医療費を削減できたとか、そういう場合の重点配分というふうに考えていいんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 お尋ねは、資料の4の保険料収納率向上、医療費適正化の取り組みのところかと存じますけれども、おっしゃるとおり、市町村の規模に応じて収納率の目標というものをつくっておりますので、そういった目標を達成した場合とか、保険事業に取り組んでいただいた場合とか、幾つか項目をつくっておりますので、それに向けて今頑張らせていただいて、成果を上げた市町村に対して、おっしゃるとおり、重点的に配分をするというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 重点配分されたそのお金自体は、使い道というのは何か決められていますか。

○早田国保・高齢者医療課長 重点配分、それは市町村のほうに重点配分された……

○藤川隆夫委員 一般財源みたいな形で入ってくるのかな。済みません、途中で。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

市町村で国保の特別会計をつくっておりますので、特別会計のほうに入りますので、国保の中で使っていただくことになります。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 市町村の保険料試算なんですけれども、第3回目がなされていると思うんですけれども、これは国に対して報告しますよね。もう報告されているんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

第3回の試算をまさしく今やっている最中でございますので、まだ国のほうに報告はしておりません。

以上でございます。

○山本伸裕委員 ちょっとやりとりの中で、いずれこれは公表する予定だというようなことも伺っているんですけれども、大体その時期的なめどというのは考えておられますか。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

済みません、先ほどの国の報告についてちょっと修正させていただきます。

国のほうに正式な報告はしておりませんが、速報値のみ報告しているという状況でございます。

今御質問の公表の件についてでございますけれども、現在、第3回の試算を行っております。これは、先ほど申し上げましたとおりに、平成30年度の保険料ではなく、平成29年

度に国保制度改革を行った場合という前提での試算でございまして、今後、仮算定、本算定をしていくと数字が変わっていくというようなことございまして、これまで公表をしてなかったというような状況でもございますが、第3回目の試算におきましては、それぞれの市町村から、どれぐらいになっているんだというような要望もございましたことから、28日、あさって、国保運営協議会を開催いたしまして、そこで審議をいただいた上で公表するというふうに考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かございせんか。

○山本伸裕委員 児童手当についてお尋ねしたいんですけども、児童手当については、支給を受ける権利は差し押さえることができないということが法律で書かれているわけですが、ただ、運用においては、銀行口座に振り込まれると、通常の預金債権として差し押さえは可能だというような運用がなされていたと思うんですね。

ところが、平成25年11月の広島高裁で、公的手当を狙い撃ちにするような差し押さえは違法だと、仮に通常の預金債権であっても、児童手当の受給権を差し押さえると、同じような性質のものは違法だというような判決がなされているわけで、そういう点で児童手当の受給権を保障する責任というのは健康福祉部だと思うんですが、これは、この広島高裁判決を踏まえて、どういう運用をしていくかというようなことは、徴税の税務課と意思疎通なり確認をする必要があるというふうに思っているんですけども、そういった確認作業は、税務と福祉のほうでやられているんで

しょうか。

○富永子ども家庭福祉課長 お尋ねの児童手当でございます。

こちらの目的として、児童手当の支給は、子育て支援家庭の生活の安定、また、子供の健やかな育ちということを目的にして支給しているものでございます。

それぞれの個別の差し押さえの状況でありますとかということにつきましては、総務部の所管でございますので、法令等に基づいて実施されているというふうに認識しております。

お尋ねの税務課、総務部と健康福祉部との調整ということでございますが、こちらは事前の調整というような形では行ってはおりません。

○山本伸裕委員 広島高裁の判決を踏まえて、それは違法な差し押さえに当たると、それは適切でないというようなことは、児童手当の受給権に関して責任を持つ健康福祉部として、税金徴収のほうとはしっかり連携する必要があると思うんですけども、その個別の事例なんかで、健康福祉部のほうから何か税務課に意見するというようなことはないんですか。

○富永子ども家庭福祉課長 個別の事案において、差し押さえをどのような形で実施していくかということについては、総務部において個別に判断されると思っております。それぞれの事情等がございますので、債権がどのように、例えば児童手当がどう入金されて、いつの時点で差し押さえるのかといった状況、それから口座の状況等につきまして、税務課で判断されているものと思っております。

○山本伸裕委員 じゃあ、こちらの担当の責

任としては、広島高裁の判決を踏まえて、適切に運用がなされているというふうに思っているというような認識でよろしいですか。

○富永子ども家庭福祉課長 はい、そのように考えております。

○山本伸裕委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第4回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長